

第四百十六回 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会會議録第七号

平成十一年十二月十三日(月曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

十二月十日

辞任

益田 洋介君

辞任

田浦 直君

須藤美也子君

補欠選任

海野 義孝君

補欠選任

釜本 邦茂君

岩城 光英君

林 紀子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉川 芳男君

大島 慶久君

谷川 秀善君

三浦 一水君

吉村剛太郎君

佐藤 泰介君

藤井 俊男君

森本 晃司君

富樫 練三君

日下部清代子君

委員

阿南 一成君

岩城 光英君

岩瀬 良三君

岩永 浩美君

海老原義彦君

大野つや子君

片山虎之助君

釜本 邦茂君

龜井 郁夫君

國務大臣

農林水産大臣

建設大臣

國務大臣
(総務庁長官)

政務次官

文部政務次官

農林水産政務次官

官

農林水産政務次官

官

龜谷 博昭君

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

中島 啓雄君

水島 裕君

脇 雅史君

伊藤 基隆君

石田 美栄君

今井 澄君

江田 五月君

小川 勝也君

谷林 正昭君

内藤 正光君

福山 哲郎君

荒木 清寛君

魚住裕一郎君

海野 義孝君

林 紀子君

吉岡 吉典君

吉川 春子君

谷本 鶴君

阿曾田 清君

星野 朋市君

奥村 展三君

菅川 健二君

石井 一二君

玉沢徳一郎君

中山 正暉君

続 訓弘君

河村 建夫君

谷津 義男君

金田 勝年君

建設政務次官 加藤 卓二君
総務政務次官 持永 和見君
事務局側 常任委員会専門員 石田 祐幸君
政府参考人 文部省高等教育局長 佐々木正峰君
文化庁次長 近藤 信司君
厚生省保健医療局長 河村 博江君
局国立病院院長

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○中央省庁等改革關係法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○国立公文書館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人通信総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人消防研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人酒類総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人大学入試センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立女性教育会館法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立青年の家法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立少年自然の家法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立言語研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立科学博物館法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人物質・材料研究機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人防災科学技術研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人航空宇宙技術研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人放射線医学総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立美術館法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立博物館法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人文化財研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立健康・栄養研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人産業安全研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人産業医学総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農林水産消費技術センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人種苗管理センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人家畜改良センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人肥料検査所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農薬検査所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農業者大学校法案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

○独立行政法人林木育種センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人水産大学校法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農業技術研究機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農業生物資源研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農業環境技術研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人農業工学研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人食品総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国際農林水産業研究センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人森林総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人水産総合研究センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人経済産業研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人工業所有権総合情報館法案(内閣提出、衆議院送付)

○貿易保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人産業技術総合研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人製品評価技術基盤機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人土木研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人建築研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人交通安全環境研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人海上技術安全研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人港湾空港技術研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人電子航法研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人北海道開発土木研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人海技大学校法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人航海訓練所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人海員学校法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人航空大学校法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国立環境研究所法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○自動車検査独立行政法人法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人統計センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、益田洋介君が委員を辞任され、その補欠として海野義孝君が選任されました。

また、本日、須藤美也子君が委員を辞任され、その補欠として林紀子君が選任されました。

○委員長(吉川芳男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日の法案審査のため、文部省高等教育局長佐々木正峰君、文化庁次長近藤信司君及び厚生省保健医療局国立病院部長河村博江君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川芳男君) 中央省庁等改革関係施行法案、国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係五十九法律案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井俊男君 おはようございます。

国会の会期も明後日までとなりまして、慌ただしい日々を迎えております。行革税制特別委員会に付託されました独立行政法人の法案もいよいよ本日締めくくり総括ということになりました。

そこで、独立行政法人制度についてはこれまで衆参においてさまざまな議論がされてきましたが、今でもなぜそれが中央省庁の再編とスリム化のために必要なのかよくわからないというのがほとんどの議員の認識ではないかと私は思います。

そこで、そもそも独立行政法人制度とは何なのかという原点に立ち返って、私はまだ議論が不十分な点について質問したいと思っております。

行政改革会議の最終報告では、独立行政法人制度を創設する目的について、次のように述べております。「国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率

性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する「独立行政法人」を設立する。」となっております。

まず、独立行政法人制度は、政策の実施部門にある事務事業を国から独立の機関にあわせようとするものですが、この政策の企画立案部門と実施部門の分離という手法はこれまでいろいろな議論を議員さんからもなされてきましたけれども、英国のエージェンシー制度を採用されたということ

です。

エージェンシーについては、私どもの特別委員会の調査室のこの大きな資料を見ますと、行政改革会議の活動のさなかに、当時の武藤総務庁長官、統長官の四代前になろうかと思うんですが、実情調査に行っております。

いわゆる英国病から脱却し、英国に今日の活力ある繁栄をもたらしたことにとりわけエージェンシー制度の導入が貢献している、そういうことや、エージェンシーとはあくまで公務部門の一部であり、組織にかかわる変革ではなく管理に関する変革であったということがここにきちっと六百六十四ページに報告がなされております。

せっかくこのような調査結果が出ているのに、なぜエージェンシー方式による管理運営の改善ではなく、独立の法人格を持つ機関の創設ということになったのでしょうか。その理由、背景事情について御説明を賜りたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいま藤井議員から行革会議の最終報告に対する意見の集約が述べられました。

まさにそのとおりであります。行革会議におきましては、この国の行政のありようを根本から変えていこう、そして税金の重みを国民が共有し合って、そしてより活性化されたシステムに変革する必要があると、こういう趣旨でありました。

そのときに、今お述べになりました英国のエージェンシーも一つの貴重な参考ではございます。

同時に、我が国においては特殊法人というのがございまして。特殊法人にはまたいろいろ問題点が

ございました。そういう特殊法人のいろいろな問題点と、そして英国病を脱却するためにでき上がった英国エージェンシーにも我が国に直ちにないところを切り捨て、そしていいところを取り入れて、そして今回の独立行政法人化をしたわけでありました。

独立法人化するということは、先ほど申し上げましたように、この国の二十一世紀に対するありようを基本から考えていこう。そして、今申し上げたように、税金の重みをみずから分かち合おう、こんな趣旨で独立法人化されました。独立法人化されました趣旨は、もうここに先ほどお述べになりましたような趣旨であります。

したがって、これが本場に十全の機能を果たせば、私は国民の期待にこたえられるような独立法人に育てられるものと確信をしております。そのためにこそ、ここにおいでのお一人お一人が、そしてまた国民の皆様が、監視の目を緩めないでほしい、そして声援を送ってほしい、魂を入れてほしい、これを願うわけであります。

○藤井俊男君 今、大臣が貴重なエージェンシーの関係を参考にしていただくということでございましたけれども、当時の武蔵長官、これは一九九七年ですが、続長官の四代前の武蔵長官はこれについては高く評価をいたしておりますね。

どうもいま一つ、はっきり私はいないのですけれども、所管の統務局長官は日が浅いと言っては大変失礼ですけども、そういう中で、これら日本になじまないものがあるいはなじむものがあるだろうというところでありまして、よいところを選ばないであれですが、だれがこれ正直言って最終的に決めになったんですか、独立行政法人のこの五十九については。

○国務大臣(統務局長) 英国のエージェンシーは、藤井議員御案内のように、英国の国の一部であります、国の組織であります。そして、例えば私も独立行政法人が志向しているような透明性という結果の公表が図られておりません。私ども

もは評価委員会がございまして、あるいは総務庁におけるダブルチェックがございまして。そういうことは英国エージェンシーにはございせん。

さらには、先ほど国の一部だと申し上げました。すべて公務員であります。英国はエージェンシーは公務員であります。そういう意味で、英国エージェンシーも先ほど英国病を脱却する一つの大きな引き金にはなったことの評価は私もしておりますけれども、さらにそれを踏み越えて、乗り越えて、よりよい制度として独立行政法人化したわけでありまして。

○藤井俊男君 そこで、今回の法案で独立行政法人となるのが予定されている機関は、試験研究、文教研修、検査・検定という施設等の機関です。しかし、中央省庁再編のための行政組織のスリム化のためなら、府省庁という行政機関の本体にある実施部門に私は手をつけるべきではなかったかと、こういうふうにも思いますが、それについてはいかがですか。

○国務大臣(統務局長) まさに御指摘のとおりであります。

そこで、今いみじくも本庁関係にメスを入れるべきだと、こういう御指摘がございました。一府二十二省庁から一府十二省庁に改編、百二十八あります局を九十六、九十八ですか、にスリム化し、かつ課と室が二百ございまして、それを千に圧縮する、そして五年後はさらにそれを九百にする、こういう計画を既に公にしております。

そういう意味で、今、藤井委員が御指摘ございましたように、スリム化の実現をそこで図るということを申し上げておきます。

○藤井俊男君 どうも、ただいまの答弁は、聞きますと、それなりに中央省庁再編の中で新たにつくられたということで九十八になってきたということでは理解をいたすところでございまして、けれども、イギリスでは社会保険や旅券等を独立化しておりますね、これ見ますと。

この社会保険の関係を独立化すること、こういうことはなかったんですか。

○政務次官(特永和見君) 社会保険関係業務は、日本の場合には記録の管理とか、そのほかに裁定、いわば年金給付の決定というような業務も一緒にあわせてやっております。年金給付の決定自体はまさに公権力の行使そのものであります。

確かに、現業部門としてコンピュータで処理しておりますから、現業的な処理、記録の保管とか届け出の処理とかそういうのがございまして、けれども、裁定業務、特に年金の裁定業務をあわせてやっております、極めてこれは公権力に近いわけですから、そういう意味でこれは国が直接やる業務というふうな範疇の中に属され、そういう議論の上で独立行政法人にはしなかったものだというふうに思っております。

○藤井俊男君 次に、公務員型の特定独立行政法人の行為と国の責任の問題について質問させていただきます。先日、我が党の佐藤泰介理事より質問がございましたけれども、どうも答えが極めて不十分なものでしたから、私は重ねてお聞きしたいと思っております。

独立行政法人は国とは別の法人格ですから、その行為はあくまでも法人の行為であって、国の行為ではないということになります。ところが、特定独立行政法人は、その役員、職員すべてが国家公務員ですから、この論理でいくと、国家公務員が職務で行った行為の総体が国の行為ではないという非常におかしな話になっていきます。

まず、この点について認識をお聞きしたいと思っております。

○政務次官(特永和見君) 今御指摘の点は、国家賠償法上の適用がどうなるか、こういうような御質問であらうと思っております。もう御承知のとおり、国家賠償法では、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務について故意、過失によって他人に損害を与えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責任を負うと、こういうふうに規定してございます。

判例とか通説とかそういうことでいいますと、この公共団体という範囲は非常に広く解釈されて

おりまして、単なる地方公共団体だけではなく、特殊法人も入るんだと、今日までこういうような判例になっておりますから、今回御審議をお願いしております特定独立行政法人も当然この中に入らざるを得ないと思っております。また、公務員という解釈も、今申し上げたような特殊法人の職員が公権力を行使しているような場合には当然この中に読まれるということでありまして、したがって第一義的には、まずは任免権を持っておりまして、使用者責任を持っておりまして特定独立行政法人がその賠償の責任に任ずる、公権力の行使があった場合には賠償の責任に任ずる、こういうことであろうと思っております。

実は、国家賠償法の第三条に、国または公共団体が賠償の責任に任ずる場合には、給与その他の費用を負担する者が異なる場合には、その費用を負担する者もまたその損害を賠償する責任に任ずるという規定がございまして。

御案内のとおり、特定独立行政法人の中には国から交付金を受けている、人件費の交付金を受けている、こういうような例もあるわけでありまして、そういう意味では、国が人件費を支弁している限りにおいては、公務員が公権力の行使という形でそういった損害賠償の責任に任ずるようなことがあった場合には国としても責任が及ぶ。そういったことでの、お互いどこまでが公権力の行使か、あるいはどこまでが国の費用の支弁なのか、こういったことについては個々の裁判所が具体的に判断を下されると思っておりますけれども、少なくとも今私が申し上げたようなそういった両方の要件、そういった因果関係がはっきりするといった場合には、単なる行政法人だけの責任ではなくて国も賠償の責任に任ずる、こういうことが当然あり得るというふうなところであると思っております。

○藤井俊男君 今、政務次官から具体的に事細かに規定等を踏まえて判断されて答弁がなされたわけですから、大臣は長く都政の方でやられてきたわけですから、この区分等についてはもう十分知り尽くしていると思うんですが、

が、大臣の認識はどのようなのですか。

○国務大臣(統制弘君) 今、持永総括政務次官からお答えをいたしましたように、もちろん第一義的には独立行政法人が責めを負うべきだと、最終的には国の責任である、こういうふうな考えです。

○藤井俊男君 大臣から最終的には国の責任になるということをお答えいただきましたけれども、この辺の関係は、先ほどの政務次官と関連しますが、その行為が国の行為ではない、例えば別の法人格で、その法人の違法行為によって損害を受けた場合、これはただいまの国の責任という形でよろしいんですか。

○政務次官(持永和見君) 特定独立法人の職員が損害を与えた場合には、第一義的にはその特定独立法人が賠償の責に任じます。ただ、先ほど申し上げたように、その職員に対して費用を支弁しているとか、そういうように国がある程度の責任を負っているというふうなことになる、その辺の因果関係について、裁判所の判断でございましてけれども、当然国も責任を負うことがあり得るということをお申し上げさせていただきます。

○藤井俊男君 特定独立行政法人の場合、具体的な業務執行はすべて国家公務員が担当しているのですから、常識的に考えて国の責任がないとは到底私は言えないと思います。

その場合、国を直接に訴えることができますか。被害者救済のためにぜひともこの辺については聞いておきたいと思っております。

○政務次官(持永和見君) 国家賠償法は被害者救済という観点でできるだけ幅広くとらえようというところで、先ほどお答え申し上げましたように、公共団体というのを割と幅広くとらえる、あるいは公務員といえども、その公務員という特定の身分だけじゃなくて、その特定団体に所属する職員にもこたえるというふうなことで、できるだけ被害者救済の観点を広めるということでありますから、被害者の方々が具体的に、当然その人間に対しては国も費用を出しているんだから責任があるなというふうなことで御判断なされば、これは訴

訟が、訴訟というか訴えることができると思えますし、訴えの結果は、これは裁判所の判断によるんだというふうな思っております。

○藤井俊男君 そこで、仮に国家賠償の損害賠償が発生した場合、これはその場合主務大臣が担当ということになるんですか、細かいことですが。

○政務次官(持永和見君) 国に対する訴えの裁判につきましては、もし間違っておりまして後で訂正させていただきたいと思いますが、国に対するいろいろな訴訟がありますけれども、国に対する訴訟は一義的には法務省が所管をする。それに対して、例えば行政の実態とかそういうようなことは各省庁が担当であります。したがって、この特定独立行政法人の場合には、当然主務省がその任に当たると思いますが、訴えの訴えの他は法務省が行うことになろうかと思っております。

○藤井俊男君 どうも特定独立行政法人の責任について、国との関係ですね、すっきりしないところがあるように思っています。

一方、法人に対する主務大臣の権限について見ますと、独立行政法人通則法の定めるところによれば、法人の長の任命や役員解任、業務方法書の許可、中期目標の決定、中期計画の認可、中期目標期間終了時の業務の全般の検討、財務諸表の承認、財産の処分等の認可等、広範に及んでおります。独立法人といいますが、国の関与が十二分にあるわけではございません。

こうした主務大臣の広範な権限と国の責任に関する不明確な点、今いろいろお聞きしましたけれども、本当に私は、どうしても法人の管理運営や業務執行の適正さというところが気になってしょうがないんです。例えば、官僚OBを法人の長や役員に任命をして、実際の管理運営や業務執行では相変わらず主務省の、上に従う、上下の関係ですが、意のままに動くというところで、何かの不祥事があると、独立の法人なので行政指導はできないとか、国には直接の責任がないと言ったり、裁判

では国に責任が及ばないようにするといったことが起きてこないかというのを私は懸念しておりますので、この点についてはどうですか。

○国務大臣(統制弘君) 藤井委員がいろいろと御心配されております独立行政法人は、まさに先ほど来お答えをしておりますように、国民の期待、ニーズ、それにこたえるための一番善い方法ということですので設立するわけであります。

そのためには、今御指摘ございましたように、それでは執行機関をどうするか、執行責任者をどうするか。まさに独立行政法人が目指す運営の妙を発揮できるような、いわば責任者を広く主務大臣が求めて、そして適正な人を任命する。その結果、いろいろ今御心配をされるような懸念のないように運営をしたい、これが主務大臣の責任でもございします。

そういう意味では、なぜ独立法人化するのかということについては、先ほど来お示しを申し上げました。その独立法人化を本当に国民の皆様への期待にこたえるように、これから育てていく。そのためにこそ、先ほど来申し上げたように、国権の最高機関である先生方が監視の目を光らせていただいて、同時に国民の皆さんが監視の目を光らせていただく、そして最初の発足から魂を入れていただくというのをお願い申し上げます。私どもも当然やりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

それと、先ほどスリム化の問題で、百二十八の局を九十八と申し上げましたが、二つ減りました九十六でございます。

○藤井俊男君 ある新聞でも、新たな天下り先の懸念があるということで報道をいたしております。私は、先日も個別の、省別の質問のときに、天下りの関係について心配をきわめて強く、公権力の行使に当たるものもあるという特定独立行政法人の業務の性格や天下りのいろいろなマイナス面なども考えますと、これは特殊法人以上に深刻な問題に発展していく可能性があるのではないかと

心配もしております。

先日も個別のときに大臣にもお聞きしておるんですけれども、先般は農林の関係で聞きましたけれども、天下りの防止ですね、法人の管理運営や業務執行の適正さの確保のために法人に対するコントロールをどのように所管大臣としてやっているのか、天下り防止策を含めてお聞かせ賜りたいと思います。

○国務大臣(統制弘君) 藤井議員にあえて申し上げますけれども、天下りが完全に悪では私はないと思っております。というのは、私の経験からもそうでありました。やはり長年の間そこに勤めて、そして知識を持ってもらえる。こう改善すればこういう成果があるという、そういう考え方を持っておられる方々も私はいらっしゃると思っております。そういう人々たちを含めて、今御指摘のような天下りの温床にならないようにしなければならぬ、それは主務大臣の当然の務めだと存じます。

今までも、二百八十八の上限の役員がおられる、それに対して今、審議官以上が、この前申し上げました九十六だったでしょうか、具体的な数字はちょっと忘れましたけれども、そうだとすれば、たくさん役員がふえるじゃないかと、こういう御指摘がございました。それに対して私どもは、それは上限ですと。従来、特殊法人が天下りの温床になった、しかも仕事はちっともしていないという批判があります、その批判にこたえるために独立行政法人化をするんだということを私どもは御説明申し上げました。

今申し上げましたように、天下りの温床という批判には、これはならないようにすることは当然でございますけれども、同時に、今御心配のような、役人から任命をしてはならぬということじゃなく、役人も、適正な人があれば、これは任命をさせていただく。そして同時に、批判に当たらないようにこれは心をいたします。これが主務大臣の当然の責任だと存じます。

○藤井俊男君 最後に、これまで私は議論が不十分な点について質問させていただきました。そも

そも独立行政法人制度とは何なのか、スリム化のために何が必要なのか、国民の目から見て本当の行政改革こそが求められておるのではないでしようか。そのことを訴えて、私の質問を終わります。

○内藤正光君 民主党・新緑風会の内藤正光でございます。

本日は、大まかに言いました二点。一つは独立行政法人一般のこと、そしてまたもう一つは建設省関連のことについてお伺いをさせていただきますと思います。

まずは総務庁長官に独立行政法人一般についてお尋ねをさせていただきます。

今回の独立行政法人、その源をたどれば、やはりイギリスのエージェンシーを見習ったものだろうと思います。イギリスのエージェンシーを見てみますと、こうあるんです。その長の任命についてはなんですが、首相が特に内部の者を任命しない限りはエージェンシーの長は公募、つまり原則公募という姿勢をわけなす。

そこでお伺いさせていただきますが、今回の日本の独立行政法人の理事長並びに監事の具体的な選任方法を教えてください。

○国務大臣(統制弘君) 先ほど藤井議員にお答えをいたしましたように、広く内外に人材を求める、そして独立法人の妙を発揮していただく、国民の期待にこたえられる、そういう長を任命する、こういうのが主務大臣の責任だと私は思います。

○内藤正光君 広く人材を求めるだとかあるいはまた識見の高い人を求める、これは当然のことでございます。しかし、この理念をじゃいかに具体的な形にするかということをお尋ねしたいわけなんです。

例えばイギリスですと、幅広く公募をする、そしていろいろな応募を募ってくるわけです。それに對して、まず第一次的には書類選考をする、そして書類選考をパスした人に対して今度は中立的な

選考委員会による面接という、そういうステップがあるわけです。そして、そこで一人選ぶわけなんです。それを大臣に推薦する、それで大臣が最終的には決定をするという、その理念を具体的に担保する形があるわけなんです。そういう形は何かもう既に考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(統制弘君) それぞれの所管の主務大臣がいろいろと今御指摘のようなことも踏まえながら最善の方法を考え出されると思います。

○内藤正光君 行革の責任者、まとめ役としての総務庁長官として何かその辺の具体的なお考えは述べていただけないでしょうか。

○国務大臣(統制弘君) 私はかつて、これは総務庁長官ではなくて東京都の副知事としてこの独立法人化、国が独立法人化する以前、十数年前に独立法人化したしました。

それは、四つの研究所でありました。私が理事長をやっていた老人研究所がわかりであります。これは何回もあるいは御説明したかと存じますけれども、世界で四つしかない研究所でありました。国がつくろうと思ってもできないような研究所でありました。それが美濃部知事時代につくりました。

しかし、たまたま東京都の組織の中に入っていたもので、柔軟性、弾力性、そしてまた予算執行上の非常な制約がございました。したがって、せっかくつくった試験研究機関が、しかも四つしかない研究機関が、十全の機能を果たし得ませんでした。

そこで、それでは研究所長をだれにするか。これは文化功労者であった、しかも大変な見識を持つておられる方に研究所長をお願いいたしました。その結果、ロシアと、当時はソビエトでありましたけれども、イギリスとアメリカと日本が連携をして、老人の痴呆症の研究に取りかかりました。結果はどうでしょうか。まさに痴呆症がもう寸前まで解決し得るような状況になりました。これもまた研究所長に人を得たということ。同時に、今回の独立法人化と同じように予算の制約を

なくしてしまつた。人事の關係は全部所長が任命することになった。各大学から、各民間の研究機関からどんな研究者を集められる。その結果、今申し上げたような研究の成果が上がってまいりました。それは一つだけではありません、四つの研究機関はすべてそうです。例のがん撲滅のためのインターフェロンは我が研究所から実はできました。これも研究所の妙であります。運営の妙であります。

そういう意味で、それぞれの任命権者が今のようない見識を持ってちゃんと事に当たられれば、私は立派な研究機関に生まれ変わるというふうに思っています。

○内藤正光君 私も長官の意見には同感でございます。だからこそ、長の選任に当たってはやはりどこからでも何か後ろ指を指されるようなことがあってはならない。ましてや、長官おっしゃるように本大臣がちゃんと見識のある方、すばらしい方を選んでいくのであれば、それだけの自信がございであるならばなおさらのこと、私は透明度の高いところで選んで、そういうふうな要らぬ余計な指摘を受けるのは避けるべきではないかと思ひます。

さらにまたもう一つ言いますと、今回、非公務員型のエージェンシーが、独立行政法人があるわけですから、これは、幅広く人材を登用するためにそういう形態をとったわけでございます。それで、こういう趣旨を照らし合わせてみますと、特にこういう非公務員型のエージェンシーにおいてはおおざらにはこういう民間も含めた幅広い人材が、いかがでしょうか。

○国務大臣(統制弘君) 全く御趣旨のとおりだと存じます。

○内藤正光君 ただ、私はもうちょっと具体的なことを、ある程度指針のようなものをお伺いできるといふ期待を持っていたんですが、それは現時点では単に理念しかお答えいただけないということですか。

○国務大臣(統制弘君) 総務庁がまとめてかくあるべしという方針を今各主務大臣に流す状況にはございませぬ。それぞれの主務大臣がそれぞれ独立行政法人を抱えておられる。したがって、まさに御指摘のような妙を生かすことが実は国民の皆様御期待にこたえることなわけですから、私は主務大臣が一定の見識を持って必ずおこたえする、またすべきだと存じます。

○内藤正光君 先ほど同僚議員の質問に対して、特殊法人に関する質問なんですが、その質疑の中で出てきたんですが、特殊法人の役員ポストがある意味では天下りの温床となつてしまつて、その結果、いろいろな非効率さだとか、問題の根源になつて、これも確かだろうと思ひます。

私は、独立行政法人、長官がそういう思いでもって今進められている、だからこそ特殊法人の失敗を繰り返してはならないと思ひます。そのためには、まずその長の選任に当たってはもう厳正の上にも厳正をきわめなければならぬ、そして当初長官が望まれたような独立行政法人へ、効率化に向けた、スリム化に向けた行政を実現していかなきゃいけないと思ひます。

具体的なことを総務庁長官という立場で今現時点で申し上げることができないというのであれば、少なくとも特殊法人の失敗を繰り返さないという政治姿勢を長官として私は具体的に明確に示しなされるべきだと思ひますが、お願いいたします。

○国務大臣(統制弘君) 私の所管では統計センターがまさに独立法人化する唯一の事業所であります。

そこで、具体的にそれではその統計センターの理事長に対してどういふ思いを持っているかといえば、統計の専門家である、そして広く内外から信任をされている練達の方である、公平な統計行政ができる、そういう人を内外から私は具体的に任命をしよう、こんなふうに思ひます。

行政法人がございます。それぞれの主務大臣が私と同じような思いを持って、そして国民の期待にこたえられるような長を任命されると思います。

具体的にそれではだれをどう任命するかはこれからの話でございしますので、具体的なお話は申し上げかねます。

○内藤正光君　ありがとうございます。

では、一般的な話はこのぐらいにさせていただきます。次は建設省関連についてお尋ねをさせていただきますと思います。

まず、古都保存法と明日香村保存法についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

古都保存法は正式には古都における歴史的風土に関する特別措置法、そして明日香村保存法は明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法でございます。そして、今回の行革に伴いまして当然これも影響を受けるわけであります。形式的なものもあるでしょう、例えば省庁の名前が変わるからそれを変えるのだとか、いろいろあるうかと思ひます。

ところが、この二法につきましてはどういう変更が加えられているかといひますと、一例を挙げて申し上げますと、古都保存法の第四条について申し上げます。現行ではどうなっているかといひて申し上げます。内閣総理大臣は、関係地方公共団体及び歴史的風土審議会の意見をきくとともに「云々と」なっております。これがこの第四条改正によってどうなるかといひますと、内閣総理大臣が国土交通大臣というふうに変つております。まず、国土交通大臣は、関係地方公共団体及び、議会が歴史的風土審議会から社会資本整備審議会の意見を聞くとともにというふうに変更されるようになってゐるわけなんです。

私はこれは決して形式的な変更ではないといふふうに思っております。今、歴史的風土審議会というのは総理府のもとにあるわけなんです。それが今回、国土交通省のもとに新設される社会資本整備審議会に整理統合されるということなんです。が、果たしてこれが妥当なものなんだろうかと。

私は大いに疑問を感じるわけなんです。

つまり、社会資本整備審議会というのは、そこには河川審議会等々も入っておりますように、どちらかという開発のスタンスに立ったところなんでしょう。そうなると、今回の法改正によって本当に歴史保存の観点に立った議論が保証されるかどうか、私は大いに疑問に感じるところなんです。大臣、答弁をお願いします。

○國務大臣(中山正輝君) 私も明日香保存の議員連盟の副会長なんかをいたしておりますて、今度の行政改革によりまして国土交通省というふうになる、その中の先生の御懸念でございますが、社会資本整備とこういう古都に関する保存の重要性というのは、特に地方建設局に権限が移譲されましたり、それからまた予算の配分なんかもしたしますものですから、かえって私は機能的に動くのではないかと思います。社会資本整備をしないのと、日本はインフラストラクチャーが欧米諸国に比べて非常におくれておるような感じがいたします。

私、この間ちょっと物を読んでいましたら、英國ではターンパイクという有料道路が、一六六八年にもうできてゐる。それから、大石内蔵助が討ち入りしたころにはもうパリでは下水が完備していたなという、ちよつとうんざりするぐらい格段の差があります。

しかし、先生の御心配の古都のようなところでは、日本は大変な歴史があるわけでございますから、そういうものは後世の人たちに残す貴重な民族的な資産でございますので、それを社会資本といたして整合性を持たせるかということは、これは古都の保存というものを先行させながら、古都の貴重な資産のある場所を避けていかに適切に調整をしていくかというのはかえってうまくいくように、これは十三年の一月六日からでございますから、まだ存在しないものに対する予測を申し上げて恐縮なんですが、それこそ議会の先生方の御監視と私どもも行政、そのときにその長にある人たちの認識というものが私は重大ではないか

と思っております。

○内藤正光君　大臣もおっしゃるように、こういった古都保存、歴史保存が大事なだけに、私は、異なる観点に立った人たちの議論が大事だと、私思うんです。例えば、今までは総理がいた。そしてその下に建設大臣と文部大臣がいた。そして、ある意味では総理は建設大臣と文部大臣のそれぞれの立場からの協議を見守っていた。つまり、そこには開発と文化財保護という緊張関係のある議論が繰り広げられていた。

ところが、今回の法改正によって、国土交通省の大臣は文部大臣と協議する。言ってみれば、文部科学大臣の意見も聞き置くということで、あくまで開発スタンスの色彩が大きく出ているわけなものです。ここには歴史保護とか保存だとかいうもののスタンスと開発というスタンスの緊張関係のある議論が果たして担保されるのかどうか、大いに疑問なんです。私は、まず開発ありきということになってしまふというふうに思いますが、いかがですか。

○國務大臣(中山正暉君)　そういう先生の御懸念を、私どもは行政改革というスリム化させた行政で国民の皆さんに能率的な行政をやると同時に、しかし先生のおっしゃるような古都というのは、審議会の中にも鎌倉と京都と奈良の市長さん方、知事さん方が入っていらっしゃるということとは、それは現場の知識、知恵、それから古都に関する問題というのは日本じゅうが注目している問題でございますし、私は、あだやおろそかにそういうものに對する開発優先ということにはならないと。

大深度の問題もありますが、そういう地下化とか、できるだけ遺跡とかそういうものを避けるとか、それは学者の先生方と協議をしながら審議会の先生方で現場で御協議いただく、その面での万遺漏なきを期すような、これから発足するわけでございますので、先生のような御指摘を役所でも十分に慎重に取り扱うように、御意見を尊重したいと思っております。

○内藤正光君　ここで一つ確認をさせていただきたいんですが、やはり外部から見ると、今まで総理府のもとにあった歴史的風土審議会が国土交通省のもとに新設される社会資本整備審議会に統合される、その中で審議されるというのは、外部からどう見てもやっぱり開発優先という懸念が拭ききれないわけなんです。

では新しく新設される予定の審議会の中に何かそんな仕組みとかあるいはまた部会とか、歴史保存の観点に立った研究会とか何か設けるんですか。そういう方向性を大臣は何かお考えになりますか。

○國務大臣(中山正輝君) 私は、当然そういうものをどう検討するかという組織をつくるべきではないかという思いを持っております。

特に一遍損なわれてしまうと復元ができないといいますが、考古学的なものでても文書で残すものの、それから現物を残すものという二つの種類があると思いますが、いずれにしても、どっちの保存をいたしますにいたしましたも、そういう日本の復元のできない貴重な国民的、歴史的財産を損なうことがないような組織というのは、先生の御指摘のように大切にしなないといけないという思いがいたします。

それだけでなく戦争がありまして、国宝とかそんな貴重なものが失われた、日本にはそういう歴史もありますから、残っているものは大切にしなければいけないという気持ちで、そういう先生の御指摘を役所の中にも徹底させたいと思います。

○内藤正光君　では、新しく新設される予定の社会資本整備審議会の中にそういった歴史保護の観点に立った研究会なり部会なりを設けるよう、大臣の考え方としてこれから作業を進めていくという理解でよろしいわけですね。

○國務大臣(中山正暉君) 専門部会でも設けさせていたいただいかなという思いをいたしております。

○内藤正光君 あともう一つ、確認なのですが、先ほども私、申し上げましたが、今までは文部大

臣、建設大臣、この対等な関係でやりとりをして
いた。新しい関係は、どうも国土交通大臣、文教
科学大臣、こういう関係で、何か文教科学大臣の
関与の仕方が弱まってしまふのじゃないかという
ような懸念もなきにしもあらずなんです。こう
いったものを決定するに際して、文教科学大臣の
意見なり考えを厳しく受けとめるような何かプロ
セス、仕組みが必要だと私は思いますが、それに
ついてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(中山正暉君) 閣僚には政治家がつき
ますから、私も建設大臣でございますが歴史大好
き人間でございます。そういう判断は文部大臣
とか建設大臣とか、建設大臣になったから社会資
本を優先するとか、そんなことでは私はないん
じゃないか。これは国務大臣としてそういうとき
には対応しなければいけないのではないかと思
います。それから、そういうことは世間注目の中心にある
問題として私は尊重されるべきであらうと思いま
すし、御懸念がないように、当然のこと、今申し
上げましたような専門部会を設けて各界の意見を
尊重しながら、そして世の中の進展に資するよう
な配慮をいたすべきではないかと考えておりま
す。

○内藤正光君 では、ちょっとテーマを変えまし
て、同じく建設省関係ですが、国土交通省の誕生
の経緯について、関連した質問を二、三させてい
ただきたいと思います。

橋本前総理のお考えでは国土開発省と国土保全
省をつくるというお考えであられた。ところが、
建設省等を初めとして、河川行政と道路・都市行
政は一体不可分だという理由でもってこの考えは
消されて、結局国土交通省という巨大省庁が誕生
するということになったわけでございます。

ここに、私、行革会議の前の事務局長の水野さ
んのペーパーをお持ちさせていただきました。題
は「建設行政スリム化の考え方」の提案につい
て」というものでございます。

ちょっと前文だけ読んでみますと、「行革会議

の国土開発省、国土保全省(いずれも仮称)構想に
対して、河川局の分離反対をとる意志から、
今の両省に分離する考えより、そうではなく
て、完全な政策立案と実施部門の分離案が小生
の所に寄せられましたので御紹介申し上げます。
自民党建設部有志ではありますが、有力な人々
の考えでありますので、御一読賜りたく存じま
す。」というふうに書かれております。

有力な方々がだれたたのかということとは、あ
えて私はここではお伺いするつもりはありません
が、こういったいろいろな圧力があって、結果と
して橋本総理の考えがつぶされて、結局は国土交
通省という巨大な省庁が誕生するに至ったわけな
んです。

私は、そこで、ひとつ大臣としてのお考えをお
伺いしたいわけなんです。ここにそういったい
ろいろな人たちの意見を踏まえて水野事務局長が
一応調整案という形で持ってきたわけでした。幾
つか並んでいるわけなんです。その中に、「地方
建設局への権限の委譲」というものがあります。
これはどういうことかといえ、直轄事業の指導
監督や許認可等をできるだけ地方へ移譲するとい
うものなんです。もちろん、今回この地方建設局
というのは地方整備局というふうに整理統合され
るわけなんです。その権限の中身が法案を見て
も明確に記されていない、結局は省令で定めると
いうことになってしまっているわけなんです。

つまり、各省庁のさじかげん一つでどうにでも
なるというものなんです。ここで私は、また本
当に地方分権、権限移譲が行われるのかどうか疑
問に思っただけなんです。具体的にどういった権
限をこの新設される地方整備局へ移管されるお考
えなのか、大臣としてのお考えをお尋ねしたいと
思います。

○国務大臣(中山正暉君) 私は、国土交通省とい
うのは、よくそういう形で落ちついたな、非常に
知恵が発揮されたなと思うのは、建設省という名
前もそれから運輸省という名前も消えて国土交通
省という名前になるというのは、よく両省庁が辛

抱したなという実感を持っておりまして、特に道
路と交通体系とは余り今まで相談をしてくった
ことがないような話を聞いております。

特に、交通機関とそれから道路という、物を運
ぶという一体的なものが国土交通省という形で、
それから北海道開発局も一緒になって国土交通省
となりまして、地方港湾局とか地方建設局が地方
整備局ということと両方合わせると十三になるも
のが八つに統合されるわけでございます。そ
こに予算とか地方分権の前提になるような配慮が
なされて権限が移譲される。特に適正な整備、管
理についての責任官庁として、総合的な施策を展
開するために大きくして、いろいろな意味で
の権限を移譲していくということになっておりま
すので、私は、平成十三年一月六日から、それが
今御審議をいただいております。決着がつきまし
て御討議をいただいたものを、これからの地方分
権に合せて、できるだけ権限は地方にお任せ
していくべきではないかと思っております。

私は大阪府議会議員をスタートしております
が、大阪市内からでも五兆数千億の税金が上がり
ますが、返ってくるものは七千億ぐらいだとい
うので、東京の石原知事も同じようなことを言っ
ておられます。

そういう意味で、本当は地方で法定外普通税な
んであって、自治省がなかなか許可してくれませ
んの、大都市その他には財源が大変不足してお
ります。その中で、今、百七十九兆の地方自治体
での公債発行残高ということになっております。そ
ういう意味での地方自治体と地方整備局が
相談をして、いろいろな自治体との関連で仕事が
進んでいくような、いわゆるお金と権限の配分を
するということが大事なことでないかと考えて
おります。

○内藤正光君 時間もありませんのであと一つだ
け質問させていただきます。思っています。

つまり、いろいろな事業の許認可権を下へおろ
す、地方整備局へおろす、具体的にどういう事業
をおろすかという考え方はおありでしょうか。

○国務大臣(中山正暉君) 具体的には、新たに設
置される地方整備局について、先ほど申しました
ような地方建設局で行ってこなかった都市行政、
それから住宅行政、それから補助金等に関する事
務等を委任するとともに、公共事業予算について
も一括配分することによりまして、管轄区域に
おける国土の整備、管理に関する国の事務を主体
的かつ一体的に処理させること。それからまた、
それらの受け皿にふさわしい組織体制を整備して
まいるという関係機関と今鋭意調整中でありま
すが、そういうふうな、これから議会の御指摘を受
けてまして、実質的に機動力のある地方整備局の活
動が地方で生き生きしたものになっていくような
施策をとってまいりたいと思っております。

○内藤正光君 これで終わります。

○荒木清寛君 私からは政策評価制度についてお
尋ねをいたします。

昨日も地元の皆さんと懇談をいたしますと、公
共事業のあり方についていろいろ意見があるわけ
です。何も橋を三本もかける必要はないではない
かと、あるいは私の地元の名古屋というの、
年度末における道路の掘り起こしが有名でありま
して、いつも同じところをやっているという話な
んです。そういう話を聞きますと、私は、これは
平成十三年一月の新省庁発足に伴って行政評価制
度が機能することになっておいて、そういう中で
厳密なチェックをするんだというお話をしてお
るわけなんです。

通常国会で成立をしました関連法案によりまし
ていわゆる政策評価制度、行政評価制度という方
向が打ち出されました。一つには、各省庁にお
ける政策評価制度、もう一つには、それをくっつ
て総務省による各省庁に対する政策評価制度が創設
をされまして発足をする運びになっております
が、そういう政策評価制度の創設について、大臣
はどういう所見、また意義を感じておられます
か。

○国務大臣(橋本弘君) 今、荒木議員御指摘のよ
うに、国民の関心といえますが議会の関心も、ど

ちらかといえは予算の獲得あるいは法律の成立、それに大変な関心を持っておられた。結果、例えば執行面がどうであったか、決算がどうであったか、法律の施行に伴ってどういう効果があらわれたのかというチェックは実はないがしろにされているような面がございました。

そこで専ら、今、国民の関心が大変な高まりを見せております。それはどちらかといえは従来のやり方とは違って、税金を負担する方々の思いといひますか、本当に自分たちの政策を実現してくれているのか、むだな道路はないのか、むだな港湾はないのか、むだな政策はないのかという眼であり、そこで御指摘のように、省庁再編に伴って政策評価をするというこの法案はでき上がりませんでした。しかし、それは今、議員からの御指摘のうちに、まず省庁で政策評価をやる、それでその政策評価を見て初めて次の段階で総務庁が意見を取りまとめる、こういう段階でございました。しかし、それでは遅過ぎる、国民の期待はそうではなくて税金の重みを知れ、そして効率的な行政をという願いがたたくさんございます。

それにこたえるために、実は今七人の委員から、来年の七月をめどに私も総務庁として具体的に政策評価立案の準備作業に入っております。それにあわせて、先ほど申し上げたでございした法律が施行されるのではなくて、今申し上げた七人の委員の議論と並行して法案化すべく懸命な努力を重ねております。できることならば一日も早く前倒しで政策評価法を立案したい、こんなふうに思っています。

○荒木清寛君 総務庁で政策評価法の立案、また前倒しというお話を聞きました、私も評価するわけですが、各省庁の評価に加えて総務庁で二重のチェックをするというのはどういう意味があるんでしょうか。

○国務大臣(統制弘君) 各省庁における政策評価も私はこれは一義的であってはないと思えます。やはり先ほど来議論がされておりますように、

に、国民の期待にこたえるような評価制度でなくてはならない。しかし、往々にして、やはり各省庁は自前の評価であれば客観性に欠ける面が私はないわけではないと。そうだとすれば、より客観的に公平にするには、私も総務庁が一定の物差しを持って客観的な評価をした方がベターである、そしてそれは同時に国民の御期待にこたえられる、こういうことだと存じます。

○荒木清寛君 役所の評価であるからどうしても自己評価という側面を持つ。客観評価をするために総務庁のチェックということですね。私は、ぜひ実効性が確保されるように行政評価法の内容もそのようなものにしていただきたと思うんです。

そこで、行政評価法というのはさきの通常国会における衆参両院の附帯決議を受けて取り組んでおられることと思いますし、必要なことであろうかと思えます。先ほど前倒しというお話がありましたが、私は事務の性質にかんがみまして、平成十三年一月に新省庁が発足し、新たなそういう政策評価のシステムが起動するわけですから、そのときまでは基本法とも言うべき仮称行政評価法はできていなければいけないと思うわけなんです。そういうスケジュールでやっていただけたらいいでしょうか。

○国務大臣(統制弘君) 先ほどお答えいたしましたように、七人の委員の先生方で今大変な議論を重ねていただいております。それができ上がるのが来年の七月でございます。先ほど申し上げたように、でき上がるのと並行して法案化の準備を進めます。

しかしながら、それでは平成十三年一月六日の発足と同時に法案化できるのかといえ、私は大変恐縮ですが、それよりも若干おくれるのではなからうか、ここで胸を張って、はいやりますということが残念ながら言えないことをお許しいただきたい。しかし同時に、先ほど申し上げたように可及的速やかに御期待にこたえられるような法案を準備させていただきます。

○荒木清寛君 私はぜひ新省庁発足に間に合わせたいだきと思うんです。

冒頭、大臣からも国民の納税という話がありまして、納税の義務というのは憲法で規定されている国民の義務であります。であれば、その国民からお預かりした税金をむだのないようにきちんと使うというのは今度は行政の側の義務でありまして、私は本来この行政評価というのは国民の納税の義務に相対する行政機関の義務として存在しているものだと思っております。そうであれば、これは政府内部におけるガイドライン等ではなくて、行政の義務としての政策評価のあり方をきちんと法定しなければいけないというふうに思うんです。

そこで、七人の委員会で検討中でありましてそれと並行しながらということでございますけれども、大臣としては、その行政評価法にどのようなものを盛り込むというイメージといひますか所見をお持ちなんですか。

○国務大臣(統制弘君) これは今具体的な問題点は七人の委員の先生方に知恵を絞っていただいておりますけれども、私自身の考え方を申したければ、やはり一つはコスト意識ですね、税金が本当に有効に使われているかどうか。

例えば、きょうのNHKのニュースで言われておりました一兆四千億かけたあの木更津から川崎までの有料道路、全額を通行料金で賄う予定であったと。にもかかわらず、今わずかに四割しか収益が期待できていない。それはなぜかといえ、一つはそれに接続する道路が完全でなかった。それは最初からわかっていないことなんです。そうだとすれば、なぜそういう道路をつくって一兆四千億の効果が上がるようなことをやらなかったのか。これは大変な政策の失敗である。そしてまた同時に、一兆四千億のこの事業を完成するために、場合によっては架空の交通量を計算して、そして何十年か後にペイをいたします、だからつくります、こういうことでの一兆四千億のプロジェクトであったのではなからうか。そういう

反省をびしっとして、国民の期待にこたえるようなそういう手法でなくてはならない。

そのためには、例えば行政には若干なじまないと存じますがけれども、複式簿記をどうやって投入を理論化するのかということも私は一つの方法だと存じます。

いずれにいたしましても、先ほど委員から御指摘がございましたように、国民がなければなしの金、税金を納めておられるわけです。その税金が本当に国民のために有効に使われているかどうかの評価をどんな手法でやるのかということをもまず念頭に置いて、私は考えたいと存じます。

○荒木清寛君 私はそういう意味では、アメリカにありますが政府行政評価法、GPRA法というふうですが、これも参考にしたいだきです。九三年に成立しましたこの法は、政府が行うすべての業務について、それが顧客である国民にとって具体的にどれだけの成果を生んでいるのかを点検して発表させ、そしてそれを今後の予算編成にリンクさせていく仕組みだと、一言で言うところの内容であります。

要するに、業績評価の実行とその結果の開示、これなくして予算をつけることはあり得ない。予算編成とのリンクということが内容になっていくわけですね、言わずもがなかもしれませんが、そのようなこともぜひこの法案に盛り込んでいただきたと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(統制弘君) 私は貴重な評価方法だと存じます、今御指摘のアメリカの評価方法は、したがって、それらも十分参考にさせていただきたい、こんなふうに思っています。

○荒木清寛君 終わります。

○富樫三君 日本共産党の富樫三でございます。

独立行政法人の関連について何点か伺いたいと思ひます。

統長官は、かつてのみずからの経験も踏まえて、試験研究機関の研究体制や研究内容が独立行

○富樫三郎 東京都は財政が厳しいからそういうこともあり得るんだと思うけど、そうい

ら、こういうふうには理解してよろしいですか。

○政府参考人(河村博江君) 先生の御指摘のように、独立行政法人法の通則法の二条で「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて」、「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある」というものを「効率的かつ効果的に進めよう」というものとして、「独立行政法人」というものが設置されるということ、国として行うべき政策医療の分野、国立病院・療養所が担っている分野というのはまさにそういうものであるということから、平成十六年に独立行政法人に移行することにしたし、おけるわけでございます。

三十五条との関係でございまして、政策医療が効果的、効率的に行われているかどうかというものの事後チェックというのはもちろん必要でありますし、またその政策医療自体が時代の要請に見合ったものとなっているかどうかというこのチェックというのは当然に必要だと思っております。私どもは、政策医療を効率的、効果的に実施できないなら独立行政法人を廃止せよと言われることのないように、政策医療の実を上げること、一層真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○富樫三郎 答弁の場合は私が言ったことを繰り返さなくてもいいです。聞いたことについて答えを出していただければ。

私が聞いたのは、通則法の第二条では、民間には任せられないもの、任せやしないんだ、こういう規定、これが独立行政法人の一つの定義だ、こうなっています。三十五条では評価の結果によつては民営化もあり得る、こうなっているわけなんです。

民営化という言葉は条文には出てきません、だけれども政府の決定した方針の中には改廃と民営化というのは明確にそういう言葉も出てきているわけでありまして、これが矛盾しているというのには既に今まで何度も指摘されていることで、同じ法律の中で第二条と三十五条が矛盾していると

いうのはもう指摘されておりますから私は繰り返しません、そこは。

問題なのは、国立の病院や療養所が三十五条に基づいて民営化ということもあり得るのかと聞いているんです。あるのかないのか。ならないように頑張りたいという話を聞いているんじゃないんです。どっちなんですか。

○政府参考人(河村博江君) 政策医療の必要性そのものがなくなるといふことは私どもはないと思っております。また、そういうことがないようにと申しましたが、そういう効果的、効率的に実施できないなら廃止せよと言われることのないように頑張りたいと思っております。

○富樫三郎 では、改めて長官に。これは通則法の問題ですから一般論にもなるわけなんです、別に国立病院と療養所だけの問題じゃないので、第二条では「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」、これが独立行政法人ですね。だから、民間には任せやしないんだ、任せられません、こういうことなんです。三十五条では、独立行政法人になってから中期の目標期間が終わった後で評価されて、その結果に基づいては民営化もあり得る、こう書いてあるわけなんです。

それはどういう関係になりますか、民営化はあり得るということですか。

○国務大臣(橋本弘君) 今、厚生省当局からお答えをいたしましたように、民間への移管があり得ないように努力するというお話をしておられました。

私、実はそのことに対してちょっと私自身の経験を上げますと、例えば都立病院は午前中の診療しかやっておりませんでした。それでは都民に対する医療ニーズにこたえられないんじゃないか、午後も診療したらどうですかと申し上げました。そこでやっとな後の診療が始まりました。

事ほどさように、やはり私は、今御指摘のようなニーズが、実際の実績が本当に国民の期待にこたえられるようなことであれば、ちゃんとした評価が

価ができ、そしてその病院は永続する、永続するような努力をお互いにしなくちゃいかぬ、こんなふうに思っています。

○富樫三郎 要するに、民営化にならないように、あるいは独立行政法人が廃止されないように努力をします、頑張れば大丈夫なんだというのが今の長官の話だと思ふんですけれども、ということは、法律上は民営化もあり得る、こういうことですね。

それで、厚生省に伺いますけれども、例えば、現在民間の病院が結核の病床をどんどん減らしています。その結果として国立の病院や療養所が結核病床を全体としては四八％支えている、半分近くを支えているわけなんです。こういうところが民営化された場合にきちんとしていけるのかどうかという問題ですね。今、民間の方はどんどん減らしているわけですよ。これが民営になった場合、できるのかという問題です。

もう一つ、山間や僻地やあるいは離島など、医療過疎部分、こういう地域で国立の医療が頑張っているわけなんです。こういうところはもとと不採算なんです。国立だからこそ維持しているというところが民間に移行された場合に果たしてやっていると、いけるのか、その地域での医療は一体どうなるのか、こういう点について厚生省はどういうふうに考えていますか。

○政府参考人(河村博江君) 国立病院・療養所というのは、地方自治体あるいは民間で担うことのできない医療であつて、国の医療政策として行うべき医療を引き続き行っていくということでございます。まして、結核医療につきましてもそういう観点から取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、先生おっしゃったような僻地あるいは離島、そういったものにつきましては、その地域において基本的な一般医療として対応されるべきものではないかというふうに考えております。

○富樫三郎 地域医療、一般的な医療として対応されるべきものというところは、国が責任を負わ

ないということですね。直接は責任を負わないんだ、こういうことだと思ふんですね。

ですから、今度の独立行政法人化の方向というのは、当面三年から五年の間は簡単には状況は変わらないかも知れない、だけれども、五年後の中期目標期間が終わった時点からがまさに大問題になる。廃止されたり民営化されたり、これは国立の病院も療養所の場合も全く同じだ。ですから、採算のとれないようなもの、こういうものは廃止されるか民間に移されていく、こういう方向が待っているということだと思ふんですね。これじゃ、国として国民の健康や命に責任を負う体制だということには言えないと思ふんです。

もう一点、大学について伺っておきたいと思ふます。

九月二十日に文部省は、特例措置という文部省の見解を発表しました。これは、この特例措置を条件にして国立大学を独立行政法人にする、こういう方向なんですね。そこで、端的に伺いますけれども、結論だけ答えてくれればいいです。この特例措置を条件にした国立大学の独立行政法人化が行われた場合、中期目標期間が終了した時点あるいはそれ以後、国立大学の改廃や民営化への方向はこの特例措置によってふさがれたんだと、こういうふうな理解していいの、それとも、いや、やっぱり民営化や改廃は引き続き残るんだというふうな理解できるのか、そのどちらですか、結論だけ言ってください。

○政府参考人佐々木正峰君 文部省といたしましては、民営化につきましては、都市部への集中等の地域的な隔たりや学問分野の隔たりが生ずるなど、我が国の高等教育、学術の発展の点から見てやや懸念があるというふうな考えでおるところでございます。民営化のようないことは現時点では想定していません。

なお、統廃合等につきましては、独立行政法人とは別な問題であると認識いたしております。

○富樫三君 そういふことを聞いてるんじゃないんです。今度文部省が発表した特例措置、

その中身によって通則法で決められている民営化への道はふさがれたのか、それともやっぱりその道は生きていくのかどっちなんですか。そのところイエスかノーちゃんと言ってくださいよ。考え方を聞いてるんじゃないんです。

○政府参考人佐々木正峰君 一般論といたしましては、中期目標期間の終了後において、主務大臣は民営化を含む必要の措置を講ずることができるとなっているところでございます。

○富樫三君 ということは、今度の文部省の特例措置によっても、国立大学が民営になったり私立の大学になったり、あるいは国立大学そのものを廃止するというものについてはこれはふさがれてはいない、こういうことですね。

申し上げますけれども、ことしの二月に経済戦略会議はこういうふうな言っているんです。「国立大学については、独立行政法人化をはじめ将来の民営化も視野に入れて段階的に制度改革を進める。」経済戦略会議はこう言っているんですね。経済同友会、ことしの六月に「国立大学はエージェンシー化、ひいては民営化を推進する。」という提言を発表しているんですね。それで、九月に文部省の見解なんですね。

ですから、この流れを見れば、国立大学に独立行政法人化を導入していく、そのためにああいいう特例措置というのを発表したけれども、これは民営化に対して、私学化に対して何の歯どめにもなっていない、こういうことだと思ふんです。文部省が民営化に対して賛成か反対かという問題じゃないんです。これが本当に歯どめになるのかどうかという問題だと思ふんです。こういう点では、日本の教育のあり方をめぐる重大問題だというふうには思ふんです。

今検討中で早急に結論を出そうという動きになつていくわけですけども、これは戦後初めてこういうことが行われようというわけでしょう。ですから、日本の学問研究やあるいは教育や文化、民主主義にとっても重大な問題だと言わなければならないと思ふんですね。

そういう点で、十分に国民の意見を聞く、あるいは大学関係者の意見を十分に聞く、こういうことが必要だと。文部省は十分早く結論を出さなくちゃと言っていますけれども、そうじゃない。むしろ、これはもっとも慎重に検討する、国民的な議論をやらなくちゃいけない、そういう性格の問題としてとらえていますか。どうですか。

○政府参考人佐々木正峰君 文部省といたしましては、御指摘ございましたように九月二十日に国立大学の独立行政法人化の検討を行う場合の基本的な考え方についてお示ししたところでございます。その後、国立大学長等の意見も聞きながら検討を進めておるところでございます。国立大学協会等関係者とよく相談しながら、この問題については考えてまいりたいと思っております。

○富樫三君 この問題、本当に大事な問題だと思ひますので、きょうの短時間ではもちろん議論できないわけで、今後大いに議論したいと思ひつてゐるんですけども、独立行政法人化が大学に持ち込まれた場合、当然のことながら大学の予算や決算については企業会計がそこに持ち込まれる。先ほどの東京大学の例じゃないですけども、まさに教育研究機関が、先ほどのように効率性を優先した経営、運営が行われた場合、大学そのものの、これがゆがんでしまふ、こういう重大な問題なんですね。

ですから、将来にわたって重要な問題と、こういうことが言えると思ひますので、この点指摘をして、次の美術館、博物館の問題に移りたいと思ひます。

蔵していた美術作品も入っているというふうな思ふんです。そうなった場合に、これは独立行政法人に所有権が移りますね、国から。今まで国だったのが今度は独立行政法人が所有するということになりますね。

さてそこで、三年ないし五年の中期目標期間が終わりました。ここで評価が出された。その結果、この美術館はやめようとか、あるいはこの美術館は民営化しようというふうになった場合に、そこにある国宝であるとか歴史的な美術品であるとか、そういうものはどういう扱いになりますか。

○国務大臣(統制弘君) 今御指摘の収蔵品は、まさに国民共有の財産だと私は存じます。したがって、むやみやたらに処分をするということではできません。すべきではない、こんなふうな思ひます。

○富樫三君 通則法上は、そういう重要な財産を処分する場合はこれは主務大臣の認可を受ける、こういうふうな方向にしているんですね。だから、大臣がオーケーしない限りは、例えば高価な絵画を簡単に売り飛ばすとか処分したりということではできないんです。

問題なのは、五年間の中期目標期間が終わって民営になったときにそれは一体どういふふうになるのかということですね、どうですか。

○政府参考人(近藤信司君) お答えをいたします。

国立博物館、美術館は国の文化行政において重要な役割を果たしているわけでございまして、今回これを独立行政法人化するわけでございましてけれども、まず私どもは民営化をあらかじめ想定したものではありません。民営化は難しいと考へておられないわけでありまして民営化は難しいと考へておりますし、そういった形で法人の運営面で自主性、自律性が拡大するわけでありますから、博物館、美術館が一層活性化をし、民営化になるというふうなことがないよう最大限努力をしてい

きたいと思ひます。

○富樫三三 さつきから私は何回も言っているんだけれども、そういうことで時間をつぶさないでもらいたいですよ。聞いていることに對してちゃんと答えてほしい。

今の答弁では、要するにはっきりしていないということですね。ですから、民営化になった場合に、仮に民間に所有権が移転した場合に、国民全体の大事な財産が勝手に処分されるようなこと、そういう道も今の通則法や個別法の段階ではそういうこともあり得るかもしれないという懸念を持つのは当たり前だと思ふんです。この点をまず指摘しておきたいと思ふんです。

最後なんですけれども、統長官に伺います。

これは、今度、例えば試験研究機関とか検査検定機関であるとか、こういうものは数えてみましたら大体百四十五ぐらいあるんです。その中の幾つかについてまとめて今回五十九本の独立行政法人化と、こういうことなんですけれども、今までの経過からいえば、その百四十幾つの施設、機関、こういうものを独立行政法人とするもの、それから引き続き国の行政機関として存続するもの、それから民営化するもの、それから廃止または統合するもの、または引き続き検討するものと、大体五つぐらいの種類に分けたわけなんです。

それで、どうしてこの機関が独立行政法人でどうしてこれは引き続き国の機関なのかということについては、先ほどの通則法の第二条に三つほどの基準がありますね。この基準に基づいて振り分けたということだと思ふんですけれども、一つ一つの事務事業について、例えば一番最初に出てくるのは国立公文書館です。国立公文書館はなぜ国がみずから主体となって直接実施する必要のないものというふうに判断したのか、その判断はどうだったのか、こういう資料が必要ではないかということが実は衆議院の委員会でも問題になったんです。

そのときに、前の太田長官は、そういう経過、

論議がどうあったかという点について資料を出しましょうと、こういうふうに答弁した。その後、大臣がかわられました。それで、先日、統長官は、「私は十月の五日に就任をいたしました。したがって、以前の資料は私の手元にはありません。」とまとめた資料として出せるような状況でないということだけは、私は言えると思ひます。」と、こういうふうに言っているんです。

前の長官は出します、今度の長官はそんなものはありません。事務の引き継ぎはどういうふうになっているかわからないんですけれども、改めて長官に、少なくとも五十九本の法案が出ているんですから、これについての論議の経過、理由の資料をこの委員会に提出することを求めたいと思ひます。どうですか。

○国務大臣(統制弘君) 実は、衆議院の特別委員会で御党の平賀委員から御質問がございました。そこで、お読みいただきましたように、私に唐突な質問でございましたので、そういうお答えを申し上げます。

帰って調べてみました。本当に太田長官がおっしゃったような資料があるのかと、重ねて事務当局に調査を命じました。確かに、資料としてはございません。ただ、それぞれの省庁で今お示しされましたように三つの要件に該当するものが百四十幾つある、その中で八十九の法人がまずピックアップされ、そして八十六で五十九に集約をしたと。そのそれぞれの段階の議論はございましたけれども、具体的な資料としてはまとまっていないということが重ねて調査の結果明らかになりました。

御理解を賜りたいと存じます。

○富樫三三 最後に。

そういう資料が出てこなければ、法案の審議はなかなかできないわけですね。ですから、委員長にこれはお願いですけれども、そういう資料をこの委員会にぜひ出してもらうように取り計らっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長(吉川芳男君) 後刻理事会で協議したいと思ひます。

○富樫三三 よろしくお願ひします。

終わります。

○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(吉川芳男君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○谷本義君 社会民主党の谷本義であります。

主として農林水産省関係について伺いたいのです。ありますが、その前に、きょうの午前中の質問にもありました独立法人への企業会計導入の問題について若干伺いたいのです。

この点については、それぞれの独立法人、過去に全く経験がありません。現場の話を聞いてみますと、ほとんどが戸惑いを感じておる。てんでんばらばらに勉強もしておりますし、中にはやってみたらやり直しということになりはせぬです。すかといったような声があるような状況であります。

こうした状況を見えますという、すべて独立法人任せではなくて、例えば行政改革推進本部とかあるいは総務庁あたりが、ひな形ないしはひな形に準ずるようなものを示してもよいのではな

いかと思ひます。

もしその点について準備中のことがあったとすれば、その点も含めてひとつお答えをいただきた

いのです。

○国務大臣(統制弘君) ただいまの御指摘につきましては、持永総括政務次官が主宰をした研究会を今発足させておりまして、来年の二月ぐらいに具体的なたたき台がでるんじゃないか、こ

んなふうに思ひます。

○谷本義君 次に、農林水産大臣にお伺ひいたし

ます。大臣も御存じのように、先般の通常国会で新しい基本法が成立をいたしました。ところが、新しい基本法は、政府が考えておりましたものとかなり違つたものになりました。政府が考えておりましたものは、自給率引き上げの問題についてはあ

いまいでありました。これに對して国会の意思は、国内生産の増大と自給率引き上げを法律の中に明記をするというふうなことで、全会一致で成立をいたしました。これまでは日本の自給率は残念ながら低下の一途でありました。今度の国会が示した意思は、これに對してその流れを逆転させるという発想だと言つてよろうと存じます。

ところで、農林水産省の定員の推移を見てみますと、昭和四十二年当時六十二万一千人であつたものが、平成八年には三十六万八千人になつております。二十年足らずで半減に近いという状況であります。同じ期間、国全体の公務員の定数を見てみますと、五十二万六千人であつたものが五十三万四千人と、若干ふえております。全体が増加しないのは横ばいというもので、農水省の定員大幅削減の歴史が持つ意味は、自給率の甚だしき低下ということとまさしく比例的状況であります。新しい基本法に示された国会の意思、国内生産増大と農業再建への意思を受け、農林水産省の要員の確保につき、今後大臣はどう対処していかれるかについて初めに伺いたいの

であります。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 最初にちょっと数字の問題があると思ひますが、今、委員が六十二万と言われましたが、これは六万二千ではないか、十一年は三万五千と、大体そういうふうになって

おります。それで、定員がそういうふうに少なくなつてきたので自給率の低下につながつたのではないかと

いう御指摘でございますが、これは社会経済または行政上の変化に伴ひまして、例えば食糧事務所

の検査官数が半分以上にかなり減つておるとのこと、統計事務所におきましても半分以上に減つてきている、これは通信手段その他の改革等がありましてそういうものをやっている。同時に、国有林野の会計が非常に苦しい状況にありまして定員を削減してきた。こういうような経過等がございまして今日の数字があるわけでございまして、これと食糧自給率というものを結びつけて論ずるといふのはとても困難なことだと思います。

○谷本義君 私、最初からストレートに結びつけてということは言っておりませんよ。そういうふうな要員が減つてきたということと自給率の低下ということはまさしく比例的な状況であつたといふことを申し上げておるんです。そして、今度は自給率を上げるということが国会の意思として出されたわけですから、それについて要員確保について大臣はどう考えるかということをお伺っているんです。

○國務大臣(玉沢一郎君) この定員削減の実施は農林水産省にとつて厳しい問題であります。その具体的検討に当たりましては、政府の方針を踏まえつつ、食料・農業・農村基本法の基本理念や新しい設置法に規定された農林水産省の任務が達成されますよう、必要な定員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○谷本義君 少々それは、農政を御存じの大臣にしてはもっと積極的な答弁を私は聞きたかつた。例えば、国有林の問題について大臣に見ていただいたいで、大臣も御存じと思ひますけれども、産業廃棄物の不法投棄、暴力団の皆さんはおっしゃっていますよ、県境か国有林が一番やりやすい。こういう状況が今ふえてきております。それでは宮林署の皆さんを責めることができないかという、そういう状況にはありません。それは、大臣もまじいお訪ねになると思ひますけれども、非常に忙しい。何よりも人手不足でやり切れないという状況です。そして、民有林と国有林の境目、これなんかでもそういう実態調査に手が届かないからわからない状況になつて

いるところが今ふえております。ですから、やっぱり要員を減らさなきゃならぬ、減らさざるを得ないということであつたものが、現場の中ではそういう状況が出ておるんです。でありますから、そういったような現場等々も踏まえて、ひとつ大臣、もっと積極的になつていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○國務大臣(玉沢一郎君) 国民の皆さんに対するサービスが低下しないよう、万全の処置をとつていくということが大事だと思います。

○谷本義君 今申し上げたことは、それはもう国民へのサービスの低下そのものなんです。山村の皆さんはおっしゃっていますよ、このころはおつていなくて水も容易に飲むことができない場合があるんですよという話を。川下の方はたまつたものじゃないです。ですから、要員確保については、時間もありませんから実情を余り申し上げませんが、そういうふうな状況等々も踏まえてやっていただいたいのことを改めて要請申し上げておきます。

次に、総務庁長官に伺いたいです。要員確保との関連で高齢再任用について若干伺いたいのでありま。

高齢再任用制度は来年四月からスタートするとお聞きしております。年金とリンクさせることから大歓迎だという声が多いのであります。ところが、この定員は定数の枠内と聞きます。他方、行革基本法は定数削減一〇％以上を打ち出してあります。となりますと、この一〇％削減と高齢者再任用と新規採用、この関係はどんなふうになつていくのでありましようか。

また、高齢者再任用で機械的に新規採用が削減されますと、例えば農林行政の関係職場でいいますと、大臣も御存じの先ほど申し上げたような例等々があるわけでありまから、どうも機械的にやるのはむづかしいかなんではないのか。この点について大臣のお考えと、それから先ほど来、私、農林大臣とやりとりしてありますが、基本法の制定に際して国会が示した意思と

定員問題についてどうお考えになつておるか、伺いたいのです。

○國務大臣(統制弘君) 今、谷本委員が日本の将来の農政に対する深い熱い思いでいろいろ定員の関係について御心配をしておられます。その一環として、六十歳以上の方々の採用の問題についての御心配かと存じます。

御案内のように、六十歳の定年が施行されました、それから六十五歳まで最終的には公務員としての勤めができるようにというのが今回の法律の改正でございます。したがって、フルタイムの任用は御心配のような定数の枠の中に食い込むものから、なかなか私は採用が難しいのではないかと。しかしそうではなくて、フルタイムでない、非常な能力を持つておられる、そしてそれが農政に対して、農業の研究機関等々に対して非常に必要な方であるとするならば、そのお知恵を拝借させていただくといういわば臨時的な雇用の中で措置をしていただければ、今御心配のような人員の確保はできるんじゃないかというふうに思います。

したがって、できることならばフルタイムではなくて、いわば能力を生かせるような臨時ではなくて、あるいは数カ月限りの非常勤という形で採用していただければ大変ありがたいと思ひます。

○谷本義君 大臣、もう一つの要員確保の問題は、いかがでございますか、農林水産大臣とやりとりしてございましたけれども。

○國務大臣(統制弘君) そこで、今せっかくの御指摘、フルタイムでなくて臨時雇用の関係で能力を生かしていただけて対応させていただければ、御心配の点もあるいは幾らか解決するんじゃないかな、こんなふうに思ひます。

○谷本義君 総務庁長官、もう一度申し上げますが、国会が示した自給率を引き上げるという、今までの農政を変えていくという意思表示です。ところが、農林水産省の定員はすつと減り放しであると。そういう定員問題についてやはり

これは柔軟な対応を示していかなくやしようがない時代に来たんじゃないのかというのが私の見解なんです。その辺どう長官、お考えでしょうか。

○國務大臣(統制弘君) 定数の管理は私も総務庁の所管でもございまして。したがって、農林水産大臣からお答えがございましたように、確かにぎりぎりの状況で今農林行政を進めていただいていると思ひます。しかし、お話の趣旨もわかっています。同時に、小淵内閣として、あるいは歴代内閣として行政改革を断行しなければならぬといふことも御理解を賜りたい。そんな中で、今申し上げたように、いろいろな人材の採用のことも考慮しながら適切な管理をやらせていただきたい、こんなふうに思ひます。

○谷本義君 それから、総務庁長官、新規採用が著しく圧迫されますという、先ほど申し上げた営林署の例一つにしても、これは一層サービスが低下してくるというふうな状況になつてまいりますし、それからまた職場が非常に暗くなつてくる。営林署の事務所を訪問して、十年前と最近の状況というのは随分変わりましたね。忙しくはなつたが、とにかく雰囲気暗い。ちょうど過疎地と一緒ですよ。過疎地なんかでも、子供が生まれて、そして五月ののぼりが立つたというふうなときは、村の古老人なんか生き生きしてそれを語ってくれます。まさしく今、林野関係の職場でいいますと、そういうふうな状況が多いのであります。

そこで、大臣に伺いたいの、新規採用削減による職場の活力、これをどうよみがえらせていくのか、その辺についてどうお考えかということと、また継続性ですね、これが阻害されたり支障が起きはしないだろうか。この点いかがでしょうか。

○國務大臣(統制弘君) 今、林野関係の職員のことについて御質問がございました。確かに、大変な状況であるといふことの陳情も何回かいただいております。しかし、今申し上げましたように、一つは独立採算制の問題もこれあり、人員の増員

が図られない状況にございます。

そこで、二律背反ではございませうけれども、同時に、今の林野行政に対する十全の措置もとらなければならぬという要請も理解できます。そういう意味で、今ほど申し上げましたように、定数の枠の外で人員の配置が図られるような制度が現にあるわけですから、そういう制度を利用する以外に私は解決の方法はないのではないかと思います。

いずれにいたしましても、今の御指摘は重要な問題だと認識しております。

○谷本義君 そうした問題点があるわけでありまして、重々その点念頭に置いてひとつ対処してくださるようお願いいたします。

次に、技術、品種改良等の研究機関の問題について伺おうと思いましたが、一つ飛ばさせていただきます。

新しい基本法の持つ特徴は、自給率引き上げとともに、もう一つは環境保全型農業の建設、これを目指していくというような方向が明らかにされるようになってまいりました。例えば、有機農業で申し上げますと、化学肥料、農薬漬けの農法に適した現在の品種では、これは使えないものになります。といったような例等々に見るように、農家個人の努力だけでは解決できない問題が非常に多くあります。また、それとともに地域地域で生態系が違ふという問題があります。したがって、品種・技術問題にしましても、今必要なことは、技術陣と現場の農家、心が一体になった取り組みというのが実は必要になってきているわけでありまして。

今回の独立法人化によって、そうした取り組みへの影響は出てこないかどうか、この点いかがでしょうか。

○政務次官(谷津義男君) 先生御指摘のとおり、これは非常に重要な問題であります。我が国の農業は多様な自然条件のもとで営まれていることは先生も御案内のとおりであります。それがため

に、農業現場のニーズも異なっております。これらにこたえる地域農業試験場における試験研究は極めて重要な役割を担っておられるというふうに考えております。

そこで、農林水産省といたしましては、農業技術研究機構が、これまで地域農業試験場で行ってきた農業現場のニーズに対応した試験研究を地域において継続して行うように適切に中期目標を定めまして、制度の運用に万全を期していきたいというふうに考えております。

○谷本義君 そうしますと、政務次官、私自身の考えですけれども、環境保全型農業というのは、電が関は私は筑波にあるんじゃないかと生産の現場にあると思うんですよ。現場の生態系の中にどういう環境型農業がいかの研究は、これは現場にしかありません。したがって、今の政務次官の御答弁は、筑波の中央体制があれば同じようなことを下の方でやる必要はないと、この種の考え方は今までもちよいちよい出てきたんですが、そういうふうな考え方はないということを確認しておきたいんですが、よろしゅうございませうか。

○政務次官(谷津義男君) そのようなことはございません。

○谷本義君 時間が参りました。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

十分しか時間がありませんので、簡単に質問し、簡単に御答弁いただきたいと思いますが、独立行政法人は、公共性、透明性、自主性を図って、運営の改革やあるいは職員の意識改革等々を図り、効率的な業務を実施してよりよい行政サービスを行う、こういうことになっておられるわけですが、独立行政法人化をしたことによつてどのように今までのいろんな、今回五十九の機関をよみがえらせるといいますか、よみがえらせると、期待させる、期待しているような方向に果たして持っていけるのかどうか。その自信のあらわ

れをまず大臣からお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本弘君) 阿曾田委員はこです。と我々の答弁を聞いておられました。各党会派の質問に対して、私は独立行政法人こそこれからの行政のあり方だというふうな御答弁を申し上げました。

仕組みはできた。したがって、これが本場に魂が入ってれば、国民の御期待にこたえられるような、今御指摘のまさに独立法人化になるわけでございますので、その意味ではぜひひとつ監視をしていただく、そして具体的な提言をしていただく。同時に、国民の皆様も同じような気持ちでこいねがっております。

○阿曾田清君 監視をし、そして御提言をしていただきたい、そうすれば目指すものは実現できる、こういうように受けとめました。

そこで、それでは例にとつて農業技術研究機構のことについてありますが、地域農業研究センター、今まで私、三十年ほど農業関係に携わってきておりますが、本場に恥ずかしい限りであります。が、地元にあります九州農試には一回か二回しか訪れておりません。県の研究機関にはもう頻繁にお邪魔をしているのでありますが、これからは国の研究機関、これはいわゆる生産者の方々のニーズに十分こたえられるようなという行政法人としてスタートすることになるわけでしょうね。その点、まず金田政務次官にお尋ねします。

○政務次官(金田勝年君) ただいま委員が御指摘ございました独立行政法人農業技術研究機構におきましては、稲あるいは麦、大豆、果樹、野菜、畜産といったような作目別の試験研究機関と地域別の農業試験場の業務、そういったものを引き継ぎまして、農業生産における現場のニーズに直結した研究に大規模かつ一体的に取り組んでいきたい、このようにしておるところでございます。

農林水産省といたしましては、農業技術研究機構が全国に地域農業研究の核となります研究拠点を配置いたしまして、都道府県の試験研究機関等

と一層連携を図りながら、地域に密着した研究課題に取り組むように、中期目標の設定等、制度の運用に意を用いてまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○阿曾田清君 今までの国の研究機関が、余り生産者から支持されていなかったと言つてはなんですが、密接に結びつきがなかったのは、研究成果として上げておられるものは本場にすばらしいことを研究されていきます。それを評価し、そしてそれを普及し伝達していく、これがスピーディーに行われていなかったというのが大きな評価をされていない理由だと思ひます。

と同時に、その普及を進めていく。例えば改良普及員ですとかあるいは官農指導員とか、そういう方々とのネットワークというのは全然できていない。私は、そういうところから入らないと支持されない、研究費、今までの状態が続いていかせるんだらうかという心配をいたします。この点をぜひひとつ改善していただければ、研究機関が生産者からのニーズにこたえられる、信頼されるというふうに思ひます。

一つ心配しますのは、国の研究機関は基礎的あるいは先導的、そういう分野を受け持っており、県の研究機関は実証的あるいは実用的研究機関といたすみ分けをいたしておりました。ところが、今回そういうふうな現場に研究機関がおりていくということになってきますと、いわゆる県の研究機関がやっておられると国の研究機関でやっている出先でトラブルが起るようなことが出てきはせぬかという心配も一面するんです。

これは、この中で考えていただきたいのは、九州ブロック化の中で、国の研究機関の本場は熊本にあるけれども野菜の試験場は福岡にある、あるいは果樹の試験場は長崎にある、そういうようにブロック化した中で、私は県の研究機関とうまく一体化が図れないか、そういうものがスタートする時点で用意されていないと現場ですみ分けとトラブルが起るんじゃないかと思ひますが、その見解を教えてください。

○政務次官(金田勝年君) 委員御指摘ありましたように、農業技術の開発研究、そういうものと普及の流れといえますか、そういうものが十分に図られるように、あるいは生産者等のニーズの流れといえますか、そういうものがよく十分に一体的に図られるように直結した、そういう研究になるように図っていききたい、こういうふうに思っております次第であります。

○阿曾田清君 政務次官、独立法人化をしたことによって、本身に身近な問題として、そしてこの研究機関が地域から高く評価されるというのは、私はそこが大きなネックだろうと思えますので、十分ひとつ責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

要望を一ついたしておきますが、今まで国から研究費の助成が来られておりました。あるいは人材派遣もたまにあっておりました。そういうものが、今度は独立法人になったときに金と人が出せるのか、この点ちょっと心配をいたしますので、今お答えは求めませんが、それも今までどおりできるようなシステムというのはきちんとしていただきたいと思います。

次に、国立青年の家、これが非公務員型になっておるわけで、私はこれは非公務員型になったのは何でかな、こう思っているんですが、九州の阿蘇に国立青年の家があるんです。よく利用させていたでいておられます。これが非公務員型になったというのは、将来民営化されるんじゃないかなという心配をいたすわけでありますが、そういうことは一切ないんだということでしょうか、どうでしょうか。

○政務次官(河村建夫君) 御指摘の青年の家、また自然の家もございしますが、これは独立行政法人化の対象、あわせて民営化も検討すると、こういうことだったのでありますが、民営化は現実的に非常に難しいということで、この役割を果たすためにはこれはどうしても独立行政法人化で国も責任を持っていくということをやっているといううことでもありますから、民営化は考えておりませ

ん。
○阿曾田清君 ありがとうございます。ぜひそういう形でいくべきだと思いますし、教育には金が要ります。

少年自然の家と青年の家とは全く独立法人が別になっていきます。私は、むしろ時代からしますとこれは一体化した方がいい。今までは、いわゆる青年の家は青年の人たちの教育的機関としてきちんとなつた、子供は子供としてのそういう自然に触れるというようなことであったけれども、今は横社会になってしまつて、縦社会の先輩が後輩を面倒見たり指導したりというのが極めて少なくなつた。友だち同士、横の友だちだけの関係だ。しかも青年の家も少年の家も本当にすばらしい環境にある。そして安い。そして、近くにそういうのがあるということが利用を高めていく大きな要因であります。

そういう意味では、熊本の人が鹿児島県の少年自然の家に行かなくなつていってしまうことになつて、あるいは鹿児島の方が熊本県の青年の家に来るんじゃないかと、ともに同じカリキュラム内容を持った形で、縦社会をこれから重視していかなければ、今みたいないいわけのいじめとか、いろいろな遊び事等は、先輩が後輩を面倒見るといふそういう風風というものがなくなつてきているのをこの青年の家や少年の家の養成していくということは大変なことだろうと思ふんですが、同一化の件について最後にお尋ねして、質問を終わります。

○政務次官(河村建夫君) 委員の御指摘は非常に大事なところだと思ふます。

ただ、少年自然の家は小中高までを主に使えるようにしてありますから、その異学年が一体となつて研修等ができるようになっております。それから国立青年の家の場合は、どちらかといふと一般社会人的な対応で、これまで事務も別にやつてきておりますので、一応別々の体制をとつた形で今回総合的に考えて、それぞれの独立行政法人にすることに次第でございますが、今の御指摘は重要な指摘だと、こういうふうに思つて

おります。
○阿曾田清君 ぜひひとつ、今まで過去はそれでよかった、これからの問題はこれからの時代に合せてやっていくべきだと私は思いますので、御提案を申し上げて終わります。

○菅川健二君 議長官には長時間大変御苦労さまでございました。ラストバッターでございますので、もうしばらくよろしくお願いしたいと思ふいます。

言うまでもないことですが、独立行政法人の成否というのは、そこで働く役職員が一致協力して業務の目標に向かって邁進するかどうかということにかかっているのではないかと、思うわけでございます。

そこで、基本的なことではございますけれども、役員に適材を得るということは当然なことでも、役員に適材を得るということは当然なことでも、職員に士気を高めるためにどのようなインセンティブを考えておられるか、それを御説明をお願いしたいと思ふいます。

○国務大臣(橋本弘君) 職員自身の自覚といひますか、仮に研究所であれば研究所に自由な研究ができて、しかも論文も自由に書いて、海外に交流を求められれば海外にも行けるというふうな、少なくともそういう研究機関であつてほしい。そのためには、ちゃんとした理事長がおられて、そして理事長が今申し上げたような形の独立行政法人としての妙を生かせるような運営をされる理事長に人を得れば、私はそういうことが可能である、こんなふうに思ふいます。

○菅川健二君 具体的なインセンティブにつきまして、私は今までの経験上から考えまして幾つか申し上げますと、これは物的な面でございすけれども、やはり何といひましても給与の問題、それから研修の問題あるいは研究意欲の燃えておる者に対して研究費の問題、それから広く国際的にいろいろな形で交流していくという、そういった視野を広めるための政策とか、あるいは人事交流等々が考えられるのではないかと、思うわけでござ

います。

そこで、やはり一番大きいのは給与の問題ではないかと思ふわけでございまして、公務員型が大半になっておるわけでございまして、したがって、国家公務員との水準というのは当然考えられると思ふわけでございまして、それで、やはりある意味じゃ公務員の持つドライヴが余りからぬという、そういったことが出てくるわけでございまして、そのためにはある程度その業績を反映した給与制度というのが要るかと思ふわけでござい

ますが、この点、業績の反映というのは大変難しいと思ふますが、どの程度の幅でもって考えられるのか、今時点で考えがございましたら教えていただきたいと思います。

○国務大臣(橋本弘君) 菅川委員はかつての経験者ですから、例えば研究機関で研究員が一番望むのは何かというと、自分の研究が本当に自由に生かされるのかどうか、そして社会的評価を得ることができるといふことか、したがって、今御指摘のように、給与の問題は二の次というものが私が経験した研究機関での構成員でありました。

しかし、同時に今お話しのように、給与も私は一つの関心事ではあると存じます。そこで、給与の具体的な問題にすれば、例えば先ほど富樫委員がおっしゃいましたけれども、それぞれの研究機関でいろんな知恵を出し合つて、そして場合によっては民間に採用していただくという場合もあり得ると思ふいます。

そういう意味では、一般的な三年ないし五年の中期目標に定められた中での予算があるわけでございまして、プラスアルファ的なものとして今申し上げたように、みずから努力によつて生み出す財源もあると存じます。そんな中で、業績が上がつてくれば、私はその業績が上がっただけ期待にこたえて配分するということとは可能だと存じます。いずれにしても、それは理事長が今お話しのような趣旨を体して適切に考えられてしかるべきこととでありまして、国が、要するに主務大臣がそれに対してたがをはめるといふことはございませ

○菅川健二君 今思い切った発言であったわけですが、しかし国家公務員型ということになりますと、おのずから一つの水準、標準というのがあるのではないかなと思うわけでございまして、標準からどの程度の幅を持たせるかということについては、理事長の判断ではないかと思うわけでございします。

しかしながら、理事長の判断に余りゆだねますと、それぞれ法人間に格差が出てくるということになりますと、それがまたそれなりにいろいろな労働条件の問題で紛争を巻き起こすおそれもあるわけでございします。したがって、私は、ある程度標準的な基準というものは、共通の物差しというのをつくった方がいいんではないかと思うわけでございします。その点はいかがでしようか。

○国務大臣(統制弘君) それには若干考えを異にしますけれども、やはりそれなるがゆえに中期目標があつて、そして三年ないし五年の業績評価があるわけですから、確かに一定の線を決めることも必要でしようけれども、むしろそうでないことも考えてしかるべきではないかな、こんなふうに思ひますけれども、むしろこれからの議論だと存じます。

○菅川健二君 大変長官は進歩的でございまして、それがうまく機能するようにひとつよろしくお願いしたいと思ひます。

それからもう一つは、士気を高めると同時にそれぞれの適材適所ということを考えますと、主務官庁との人事交流ということも要らうかと思ひまして、その辺の主務官庁との関係、そして一方ではスペシャリストを養成するという関係、いろいろ難しい面があるかと思ひますが、この点についてはいかがお考えでしようか。

○国務大臣(統制弘君) これも私は柔軟に考えてしかるべきテーマだと存じます。

○菅川健二君 確かにこういふ面も柔軟に考えるということでございます。

いずれにいたしましても、独立行政法人に余り

たがをはめますと、せっかくの法人というものが角を矯めて牛を殺すという状況になるわけでございまして、そういった面ですれが思い切った業績を上げるような環境を整備するということは大切だろうと思ひます。

最後に、今申されましたことを踏まえた上でございしますけれども、やはり職員が生きがいを持つて独立行政法人で働けるような労働環境をぜひつくり上げていただきたいと要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(吉川芳男君) 他に御発言もないようです。中央官庁等改革関係法案、国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案の各案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより各案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○佐藤肇介君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました中央官庁等改革関係法案施行法案、国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係五十九法律案並びに独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案に対し、反対討論を行います。

前国会において中央官庁等改革関連法が審議され、今般の独立行政法人の流れになったところで、私どもが通常国会における反対討論で指摘したとおり、政府案では実質的な行政改革は全く進まない、十分な審議が必要と懸念されてきました。

行政機関で統廃する不祥事、介護制度の迷走等、国民から行政に対する立憲府のチェック機能のあり方が問われていることを認識するならば、この膨大な法案はもっと時間をかけて慎重に審議すべきであった、それが国民の期待であった

ことをまず指摘し、反対の論旨を述べます。

第一に、中央官庁等改革関連法は、政府のあり方を次の時代に向けてトータル的に変えていくという視点がなく、形式優先のそりを免れませんが、その流れの中にある今般の独立行政法人化は、制度いじり、疑似特殊法人化との指摘すら聞えます。

そもそも行政改革とは、行政をスリム化し、効率化し、現在の危機的な財政状況を改善するためのものであるはずで、この改革のトータルプランが見えないのです。長官の答弁も今後の運用に期待する旨が大半で、法案の審議の時点で確たる独立行政法人化の意義づけや効果が理解できないし、改革の原点に沿った有効な仕組みとなっていない。このままでは国民の期待を欺く見せかけの改革が進んでしまいます。これが反対する第一の理由です。

第二に、独立行政法人化された五十九法人の選定と基準も不十分なものです。この内容で国民の理解がどれだけ得られるのか。その上、五十九独立行政法人に勤務する人たちの意欲や倫理観に水を差すもので、極めて疑問と言わざるを得ません。

第三に、定数削減との関係です。独立行政法人の職員はほとんどが国家公務員の身分となつています。しかし、一方では独立行政法人の職員数は、総理みずから掲げた公務員の二五％削減分にカウントする、つまり国家公務員ではないと扱うのです。どこに行政のスリム化があるのか全くわかりません。この独立行政法人制度は改革の実を待たず、単に見せかけの定数削減に寄与する、このような結末になることを恐れるものです。

以上、疑問の一部を提示し、我々民主党・新緑風会は、まやかしかし先送りでない政治のリーダーシップによる真の改革を目指すべきとき、それが今だと申し添え、反対討論いたします。(拍手)
○吉川善子君 私は、日本共産党を代表して、約千三百本の関係法律の整備等を内容とする中央官庁等改革関係法案及び国立公文書館法の一

部を改正する法律案など五十九件の独立行政法人個別法案並びに独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案、すなわち省庁改革施行関連法案に対する反対討論を行います。

まず、名称を上げるだけでも六、七分もかかる法案の審議を、総括的審議は八時間、また五十九本の独立行政法人個別法はたったの七時間、一法案当たりするとわずか七分程度しか審議を行っていないのにもかかわらず本日議了しました。国家機構の再編という日本の将来のあり方と、国民生活に重大な影響を与える多数の法案をわずかな審議時間で、国民にもほとんど知らしめないうちに成立させてしまうことは立法機関としての国会の責務を放棄するものではないでしようか。こうした強引な委員会運営を行った政府・与党に強く抗議します。

以下、法案の内容に沿って具体的に反対理由を述べます。

反対の第一の理由は、本法案は昨年成立した中央官庁再編基本法を具体化するものですが、国民が期待した行政改革は、政官財の癒着を断つこと、行政の姿勢を財界中心から国民本位に切りかえること、財政の浪費に根本的にメスを入れること等であります。

しかし、政府が進めている中央官庁再編は、内閣機能の強化あるいは巨大利権官庁設置、独立行政法人の創設により、行政の責任を投げ捨て、弱肉強食の市場原理や企業の経営手法を行政に取り入れようというものです。これは日本国憲法のもとで国民が営々と築いてきた民主主義的社會制度の切り崩しと言わざるを得ないものです。

反対の第二の理由は、外交、防衛、治安などの分野以外は政府が行政責任を放棄し、社会保障施設や教育・研究機関、近い将来には国立病院や国立大学までも独立行政法人としてこれらの事務事業を行政から分離し、減量・効率化を進めようとしていることです。

政府は、独立行政法人について、三年から五年

の中期目標や評価で見直し、改廃、組織の形態の変更を行い、減量・効率化を強力に推し進めることと人員と予算を削減できるとしています。その先には統廃合と民間移行が待っているのです。政府は、独法化によっても現在の機能は変わることもなく引き続き維持されるなどと答弁しています。国会での政府答弁のいかんにかかわらず、評価委員会の結論に基づいて計画、評価・見直しの段階において厳しい減量・効率化のもとで切り捨てられることは火を見るより明らかです。

第三の理由は、公務員の新規採用を極力なくし、また独立行政法人化を行うことによって国家公務員の定数を二五％も削減するとしている点です。

国立病院の医師、看護婦、労働基準監督官、登記所の職員、国有林野の守り手など、現在でも不足している公務員をなぜ二五％も削減するのか、私の質問に対し政府は根拠を説明できず、初めに削減ありきの態度です。

日本は諸外国に比べても公務員が圧倒的に少ないのです。国民が求める行政の責任を果たすためにはどうしても人手は必要です。これでは、労働者にはさらなる労働強化と、国民には憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活の保障もできなくなるではありませんか。

第四の反対理由は、研究所、美術館などに対する国の責任放棄にとどまらず、国立公文書館を独立行政法人にして、政府が国権の発動として行った閣議決定の記録や、国民に公開されない秘密文書など、公文書、歴史資料の保管を独立行政法人にゆだね、行政の足跡を半永久的に保存するという諸国家が行っている当然の国の責務を放棄していることです。

第二次大戦後、政府は自分の都合の悪い公文書を大量に廃棄、紛失し、戦争責任の証拠を抹殺しました。その結果、日本は従軍慰安婦の政府の関与さえ最近まで認めなかったのです。戦争責任すら認めない品位のない国との印象を諸外国に与えているのです。この轍を再び踏んではなりません。

第五の反対理由は、不動産、動産を問わず国家財産を独立行政法人に出資として移行してしまうことです。

不動産は登記して所有権を移転し、動産は政令により法人に移転してしまうということです。独立行政法人から、さらに業績のいい法人によっては民間化の道も準備されています。国民の財産を理由もなく大量に処分し、民間に譲り渡すことは許されるはずがありません。

東京、京都、奈良の各国立博物館を初め、名立たる八つの国立博物館、美術館には約十二万件に上る収蔵品があり、例えば奈良国立博物館には時価十億八千万円の国宝、絹本着色十一面観音像、国立西洋美術館にはパオロ・ヴェロネーゼの「聖女カタリナと神秘の結婚」を初め高価な収蔵品が保存されているのです。これらを国からの出資などとして法人に移管することは国民の納得が得られません。研究所の所有する資産についても同様のことが言えます。このような国家の財産の不当な処分につながる独立行政法人化は絶対に容認できません。

以上、反対の主な理由を述べ、討論を終わります。(拍手)

○委員長(吉川芳男君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員長(吉川芳男君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田浦直君及び畑恵君が委員を辞任され、その補欠として釜本邦茂君及び岩城光英君が選任されました。

○委員長(吉川芳男君) それでは、これより順次各案の採決に入ります。

まず、中央省庁等改革関係法施行法案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医科学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人人さけ・まず資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究所機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研

究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案及び独立行政法人統計センター法案、以上の各案を一括して採決を行います。

各案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よって、各案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

日下部博代子君から発言を求められておりますので、これを許します。日下部博代子君。

○日下部博代子君 私は、ただいま可決されました国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係五十九法律案に対し、自由民主党、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会及び二院クラブ・自由連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読させていただきます。

国立公文書館法の一部を改正する法律案等独立行政法人個別法関係五十九法律案に対する附帯決議(案)

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一七

本日はこれにて散会いたします。
午後二時十七分散会

一 独立行政法人の長の選任においては、自立的、効率的に運営を行うという制度の趣旨を踏まえ、広く内外から適切な人材を得るよう配慮すること。

一 独立行政法人への移行に当たっては、中央省庁等改革基本法第四十一条の「労働関係への配慮」に基づき、対応すること。

一 独立行政法人の評価は、客観的かつ公正に行うものとし、また、業務の性格に応じたものとする。

一 外部有識者のうちから任命される独立行政法人評価委員会の委員については、民間からの任命を積極的に進め、客観性、中立性を担保できる体制とすること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) ただいま日下部君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よって、日下部君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、統総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。統総務庁長官。

○国務大臣(統訓弘君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえて配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) なお、各案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。